

経過しなければ、その実績を正確に把握することができない場合が多いから、一般の公務員の場合のようにその仕事の量、質を計算することはきわめて困難であるばかりでなく時には不可能な場合すらある。従つて、研究公務員については、一般職との分離、高い各付、特別研究員の制度の採用、任用等に際しての特別取扱い、その他研究活動を活潑ならしめる処置を講ずる必要がある。職階性の制定に当つては、これ等の点に十分な考慮が払われるよう希望する次第である。

2-37

庶発第624号 昭和27年11月26日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

大学管理法案について（申入）

政府は、さきに国会に上程した大学管理法案に修正を加えて、この度の国会に上程するつもりだと伝えられております。

右の案が作られる際に、本会議は、政府に対して別紙の勧告をしました。この度、この案を修正されるに当つては、本会議の勧告の趣旨にかんがみて慎重な態度をとられるよう、希望します。

なお、右は11月25日開催の本会議第55回運営審議会の議を経て、申し入れるものであることを申し添えます。

〔註 別紙の勧告・・・・番号3参照〕

2-38

庶発第2号 昭和28年1月6日

内閣総理大臣 吉田 茂 殿

日本学術会議会長 亀山直人

学術に関係のある国際会議への代表派遣について（要望）

標記のことについて、従前ややもすると学界の意向の反映が充分でない儘に、代表者の決定が行われ、恰もそれが学界を代表するものかのように取り扱われた事例があるのは遺憾に存じます。

ついては、今後、政府が代表を派遣する国際会議であつて、主として学術に関係するものがある場合には、予め本会議に連絡して、その意見を徴せられたく、こゝに本会議第56回運営審議会の議を経て希望いたします。